

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）の概要

1. 目的

南極の海洋生物資源（海鳥を含む）の保存（合理的な利用を含む）

2. 我が国の参加

署名：昭和55年（1980年）9月20日

発効：昭和57年（1982年）4月7日（我が国は発効時から参加）

3. 加盟国（25か国 1地域機関：令和元年（2019年）10月現在）

日本、アルゼンチン、豪州、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、韓国、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、EU。

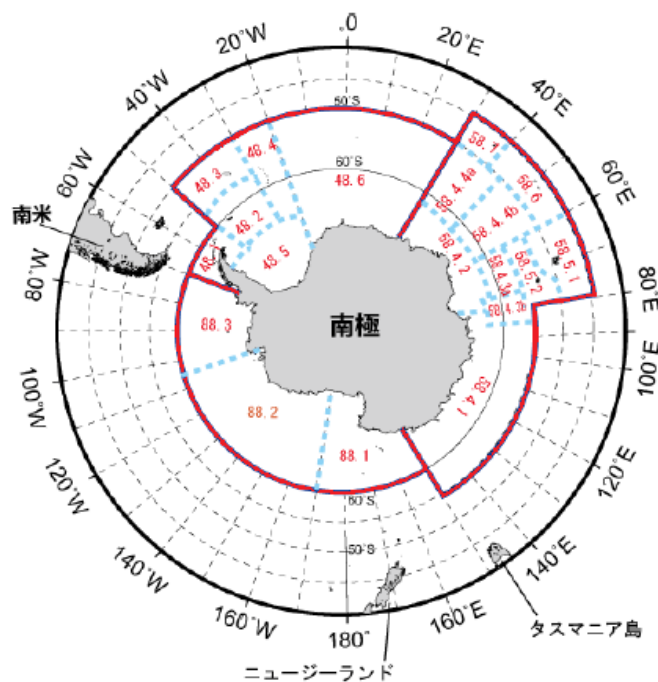
4. CCAMLRと我が国漁業

本条約水域において、我が国底はえ縄漁船1隻がメロを対象として操業。

5. 主な保存管理措置

メロ及びオキアミの総漁獲可能量（TAC）、CCAMLR水域で操業する際の旗国による許可制、漁船へのVMS（衛星による自動位置モニタリングシステム）の設置、漁船入港時の検査と必要な場合の水揚げ拒否、メロの漁獲証明制度等

6. CCAMLR水域（下図：赤枠内）



海域図：（国研）水産研究・教育機構の資料に基づき水産庁で作成